

1か月児健康診査を依頼される保護者様へ

下記事項をお読みになってから受診してください。

1か月児健康診査は、お子さんの栄養状態や成長などの健康を見守るための大切な健康診査です。必ず受けるようにしましょう。

【健診回数】 1回

【対象者】

多気町に住所登録のある満月齢で生後3か月未満の乳児が対象となりますが、在胎週数37週未満の乳児の方は修正月齢で受けることができます。

【受診方法】

〈1〉 松阪地区医師会管内実施医療機関で受診する場合

・医療機関の窓口①～③を提出します。

- ① 1か月児健康診査結果票（太線内を記入）、②母子健康手帳、③保険証
・1か月児健康診査結果票は受診した医療機関から多気町へ請求とともに郵送されます。多気町では健診の結果を母子保健事業（相談や訪問など）で使うことがあります。**それを同意の上受診ください。**なお個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、母子保健事業以外には使用しません。

※上記外の医療機関で受診する場合は裏面をご覧ください。

委託外の実施医療機関様

1か月児健康診査の実施について（お願い）

平素は多気町の母子保健事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

多気町では委託外の医療機関で1か月児健康診査を受診した場合、償還払い制度にて健診費用の助成を行っています。多気町に住所登録のあるものが1か月児健康診査を受診された場合は、下記のように対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 「1か月児健康診査」について

対象の方には一旦全額自費で窓口での支払いをしてもらい、領収書を発行してください。対象の方は後日役場窓口で償還払いの手続きをします。

①助成金額と回数：上限金額は6,000円を1回まで

※保険診療の場合は対象外になります。

②助成対象：生後3か月未満の、受診日において多気町に住民票のある乳児

③健診内容：実施医療機関における1か月児健康診査

2. 健康診査の結果記入について

母子健康手帳には結果の記入と捺印をお願いします。

可能な限り健診結果票への結果の記入と必ず受診日と医療機関名および捺印をお願いします。



1か月児健康診査 依頼票

※太線内は保護者が記入し、医療機関へ提示してください。

フリガナ		生年月日	年 月 日
児氏名		性別	男 ・ 女
住民票 登録地	多気町	〈TEL・携帯〉(父・母)	

上記 1 か月児健康診査を依頼します。

実施医療機関等の長 様

多気町長

1か月児健康診査の取り扱いについて

〈委託医療機関向け〉

- 健康診査は多気町に住所登録のある依頼票の提示者に限り実施してください。
- 健診回数は1回です。
- 対象は多気町に住所のある生後3か月未満の乳児になります。
- 結果票は3枚複写になっています。

〈A〉：費用請求時に添付してください。

〈B〉：医療機関の控えになります。

〈C〉：母子健康手帳に貼ってください。

- 費用の請求について

結果票〈A〉～〈C〉に必要事項をすべて記入のうえ、委託医療機関は〈A〉を請求書に添付し、多気町長あてに翌月の10日までに提出してください。

〈2〉〈1〉以外の医療機関で実施する場合

多気町に住所登録のある方が、〈1〉以外の医療機関で「1か月児健康診査」を受診する場合は、全額自己負担で医療機関へお支払い後、申請により一部費用を助成します。(上限 6,000 円)

○医療機関の窓口提出するもの

- ① 医療機関への依頼票 (左の依頼文書又はダウンロードしたもの)
- ② 母子健康手帳
- ③ 1か月児健康診査結果票
- ④ 保険証

○申請に必要なもの

- ① 申請書 (出生届出時にお渡ししたものか、ホームページよりダウンロードできます)
- ② 母子健康手帳
- ③ 領収書 (1か月児健康診査に係る支払額がわかるもの。保険診療で実施した場合は対象外になります。)
- ④ 受診した医療機関の結果の記入がある1か月児健康診査結果票
- ⑤ 振込先がわかるもの

○申請期日 受診日から6か月以内

(期日内に申請できない場合は下記までお問い合わせください。)

【問い合わせ先】

多気町役場 こども課こども未来係 (多気町相可 1600)

電話：0598-38-1154 開庁日：平日午前8時30分～17時15分

多気町ホームページ「1か月児健康診査」→

